

(9) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を設定することについて、次のとおり専決処分をする。

平成27年1月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第1条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和34年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(目的)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第9条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第8条の規定による改正前の教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第16条第2項の規定に基づき、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(目的)

第1条 この条例は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第16条第2項の規定に基づき、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 知事等の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(目的)

第1条 この条例は、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）第2条第5項及び第3条第2項並びに教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和34年鳥取県条例第42号）第2条第1項の規定に基づき、知事、副知事、病院事業の管理者、常勤の監査委員及び教育長の退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項及び第3項、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項並びに鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）第2条第5項及び第3条第2項の規定により、知事、副知事、病院事業の管理者、常勤の監査委員及び教育長の退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項及び第55条第1項の規定に基づき、鳥取県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限及び事務処理の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(権限の特例)

第2条 法第23条第1項第1号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第24条の2第1項及び第55条第1項の規定に基づき、鳥取県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限及び事務処理の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(権限の特例)

第2条 法第24条の2第1項第1号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行する。

(鳥取県教育委員会の委員の定数を定める条例の一部改正)

第4条 鳥取県教育委員会の委員の定数を定める条例（平成14年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改

正

後

改

正

前

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書の規定により、鳥取県教育委員会の委員の定数は、6人とする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書の規定により、鳥取県教育委員会の委員の定数は、6人とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。